新座市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和7年4月25日新座市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号。以下「法」という。) の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利 用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置付けられた。

本市においては、指定産地となっている冬にんじんをはじめ、ほうれんそう、 さといも等の露地野菜の生産を中心に展開している中で、経営の発展を図るため、 果樹の観光農園や施設園芸、直売所や学校給食への納入を導入しており、生産か ら流通まで幅広い経営が目立っている。

近年、高齢化などにより耕作に支障が生じている地域では、遊休農地の発生が 懸念されていることから、その発生防止・解消に努めていく一方で、担い手への 農地利用の集積・集約化を図るため、「地域計画」(農業経営基盤強化促進法等の 一部を改正する法律案(令和4年法律第56号)による改正後の農業経営基盤強 化促進法(昭和55年法律第65号。以下「改正基盤法」という。)第19条第 1項の規定に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の 在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ご とに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。) に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業経営を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員(以下「推進委員」という。)が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、新座市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を以下のとおり定める。

なお、この指針は、改正基盤法第5条第1項に規定する埼玉県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第6条第1項に規定する新座市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」(令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課

長通知)に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

- 1 遊休農地の発生防止・解消について
 - (1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積	遊休農地面積	遊休農地の割合	
	(A)	(B)	(B/A)	
現 状				
(令和7年4月)	302ha	1. 1 h a	0.4%	
3年後の目標				
(令和10年3月)	300ha	0.7 h a	0.2%	
目標				
(令和17年3月)	295ha	0 h a	0 %	

※ 「管内の農地面積」は、耕地及び作付面積統計(農林水産省)における る耕地面積としている。

また、「管内の農地面積」は、前回の指針の面積との推移によって目標年度の面積を算出している。

- ※ 令和7年4月時点の遊休農地面積1.1 h a から令和7年度は0.2 h a、それ以降は毎年度0.1 h a の解消を目指す。
- (2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法
 - ア 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について
 - (ア) 農業委員と推進委員が、チーム制により協力して、農地法(昭和27年法律第229号)第30条第1項の規定による利用状況調査(以下「利用状況調査」という。)と同法第32条第1項の規定による利用意向調査(以下「利用意向調査」という。)の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」(平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知)に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生 防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動につい ては、利用状況調査の時期にかかわらず日常的に実施する。

(4) 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用 関係の調整を行う。

- (ウ) 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。
- イ 農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続を行う。

ウ 非農地判断について

利用状況調査によって、再生利用が困難と区分された農地については、 現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化す る。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積	集 積 面 積	集 積 率
	(A)		(B/A)
現状			
(令和7年4月)	302ha	44 h a	14.6%
3年後の目標			
(令和10年3月)	300ha	54 h a	18%
目標			
(令和17年3月)	295ha	95 h a	3 2 %

※ 「管内の農地面積」は、耕地及び作付面積統計(農林水産省)における る耕地面積としている。

また、「管内の農地面積」は、前回の指針の面積との推移によって目標年度の面積を算出している。

※ 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の第4に示す「効率 的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標」に準じて集積率32%を目指す。

【参考】担い手の育成・確保

		担い手			
	総農家数	認定農業者	認定新規就	基本構想水	特定農業団
	(うち、主業		農者	準到達者	体その他の
	農家数)				集落営農組
					織
現 状	434戸	3 2	0.奴労仕	7.奴学4	0 El /*
(令和7年4月)	(282戸)	経営体	0 経営体	7 経営体	0 団体
3年後の目標	434戸	4 2	2. 体景件	0. 体景件	0 🖽 🖰
(令和10年3月)	(282戸)	経営体	3 経営体	9 経営体	0 団体
目標	434戸	C 4 经 举 件	1.0.40 举任	1. C. 经签件	0 🖽 🖰
(令和17年3月)	(282戸)	64経営体	10経営体	16経営体	0団体

※ 「担い手の育成・確保」の数値は、農業委員会の区域内の農家数等を確認し、それらを基に「担い手への農地利用集積目標」を定めるための 参考値である。

また、上記の参考値は、「地域計画」等の見直しに当たっても活用する。

- ※ 「総農家数(うち、主業農家数)」は、2020年農林業センサスの 数値を記入する。
- ※ 目標数値は、市町村担当部局と調整の上、記入する。
- (2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法
 - ア 「地域計画」の作成・見直しについて

農業委員会として、地域(1集落又は数集落)ごとに人と農地の問題を解決するため、市における10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しに積極的に関与する。

イ 農地中間管理機構等との連携について

農業委員会は、市、農地中間管理機構、農協等と連携し、(ア)農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ)経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ)利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い、農地中間管理事業の活用を検討しながら、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

ウ 農地の利用調整と利用権設定について

管内の地域における農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の 集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のた めの利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がいない 地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて 集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れを推進するなど、地域に 応じた取り組みを推進する。

エ 農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続を経て農地中間管理機構を通じて利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の 実施状況の公表」のとおりとする。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

【目標設定の考え方】

都市農業地域であるため、農地と住宅が混在化する環境から、まとまりのある農地の確保と他産業並みの農業所得の実現が困難な状況の中で、新規就農希望者の参入促進に努める。

	新規参入者数(個人)	新規参入者数(法人)	
	(新規参入者取得面積)	(新規参入者取得面積)	
現 状	0人	0法人	
(令和7年4月)	(0 h a)	(0 h a)	
3年後の目標	0人	1法人	
(令和10年3月)	(0 h a)	(0.5ha)	
目標	0人	2法人	
(令和17年3月)	(0 h a)	(1.0ha)	

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

ア 関係機関との連携について

県・農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構等と連携し、管

内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者(法人を含む。) を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。

イ 新規就農フェア等への参加について

市及び農協等と連携し、農業委員や推進委員が新規就農フェア等に積極的に参加することで新規就農希望者の情報収集に努め、新規就農の受入れとフォローアップ体制を整備する。

ウ 企業参入の推進について

担い手が不足している地域では、企業の農業参入も地域の担い手確保の有効な手段であることから、農地中間管理機構も活用して、積極的に企業の参入の推進を図る。

エ 農業委員会のフォローアップ活動について

農業委員及び推進委員は、新規参入者(個人、法人)の地域の受入条件の整備を図るとともに、後見人等の役割を担う。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者(個人、法人)の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の 実施状況の公表」のとおりとする。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

市において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、農業委員会は次の役割を担っていく。

- (1) 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- (2) 農家への声掛け等による意向把握
- (3) 「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- (4) 農地中間管理事業の活用の働きかけ
- (5) 「地域計画」の定期的な見直しへの協力